

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定について

平成 22 年 4 月 20 日

日本証券業協会

I. 制定の趣旨

協会員におけるインサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の更なる整備・強化等の対応の観点から、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的として、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」を制定することとする。

II. 規則制定の骨子

(1) 目的及び定義規定

- ① この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。(第 1 条)
- ② 「法人関係情報」、「管理部門」及び「法人関係部門」の定義を規定する。(第 2 条)

(2) 法人関係情報の管理部門の明確化

協会員は、管理部門を定めなければならないこととする。(第 3 条)

(3) 社内規則の制定

協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。(第 4 条)

- イ 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- ロ 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- ハ 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- ニ 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- ホ 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- ヘ 禁止行為に関する事項
- ト その他協会員が必要と認める事項

(4) 法人関係情報を取得した際の手続

協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならないこととする。(第5条)

(5) 法人関係情報の管理

- ① 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。
- ② 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。
- ③ 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。(第6条)

(6) 管理態勢の充実

協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならないこととする。(第7条)

Ⅲ. 施行の時期

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」

（目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

（法人関係情報の管理部門の明確化）

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

（社内規則の制定）

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

（法人関係情報を取得した際の手続）

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

平成 21 年度の協会員に対する監査結果について

平成 22 年 4 月
日本証券業協会

I 概要

- (1) 監査実施数：平成 21 年度に監査を実施した会社数は、会員 91 社、特別会員 61 機関。（監査結果を通知した会社数は、会員 95 社、特別会員 56 機関。）
- (2) 平成 21 年度監査の重点事項：①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況の点検、②投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況等の点検、について重点的に実施。
- (3) 監査の指摘状況
 - ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 43 社で 20 年度の 55 社に比べ減少（指摘割合では 21 年度は約 45%で 20 年度の約 52%に比べ減少）。
 - ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 7 機関で 20 年度の 6 機関に比べ若干増加。
- (4) 指摘内容
 - ① 投資者保護関係では、
 - イ．投資信託の実質的な信託報酬率が誤表示された資料を顧客へ交付、
 - ロ．高齢者顧客の投資目的及び投資経験を軽視した株式の過当な勧誘、など。
 - ② 内部管理態勢関係では、
 - イ．投資信託の勧誘に際し重要事項の説明状況の記録等がなされていないなどの管理不備、
 - ロ．顧客からの苦情について経営陣等に報告していないなど不十分な管理状況、など。

③ これらの指摘に至った背景としては、

イ. 法令・諸規則、社内規則の徹底又は理解が不十分であること、

ロ. 管理部門等のチェックが十分に機能していない又は
チェックする態勢がないこと、

ハ. 関連部署間等の相互牽制態勢が機能していない又は
牽制態勢がないこと、

ニ. 所管部署あるいは担当者に改善対応を任せ切りで内部管理
統括責任者等が改善状況の確認を怠っていること、

などが挙げられる。

II 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 21 年 4 月～同 22 年 3 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	21 年度	20 年度	21 年度	20 年度
監査実施会社数	9 1 社 (注 1)	9 1 社	6 1 機関 (注 2)	6 1 機関
1 社平均の監査日数	6 . 1 日	6 . 0 日	5 . 2 日	5 . 2 日
(1 社あたりの監査日数)	(3 ～ 1 3 日)	(3 ～ 1 8 日)	(3 ～ 8 日)	(3 ～ 1 0 日)
1 社平均の監査人員	4 . 6 人	4 . 9 人	4 . 0 人	4 . 1 人
(1 社あたりの監査人員)	(3 ～ 1 7 人)	(3 ～ 2 0 人)	(2 ～ 6 人)	(3 ～ 7 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 39 社、本協会単独の監査 52 社。

(注 2) 内訳は、地方銀行 23 機関、第二地銀協地銀 17 機関、信用金庫 11 機関、
その他 10 機関

III 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 21 年 4 月～同 22 年 3 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	21 年度	20 年度	21 年度	20 年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	4 3 社	5 5 社	7 機関	6 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	5 2 社	5 1 社	4 9 機関	6 8 機関
計	9 5 社	1 0 6 社	5 6 機関	7 4 機関

以 上

平成 21 年度の委員会調査確認申請の受理状況等について

平成 22 年 4 月 20 日
日本証券業協会

1. 委員会調査確認申請の受理状況

(1) 受理件数 (単位：件)

	平成 21 年度	平成 20 年度
受理件数	146	146

(注 1) 委員会調査確認申請の受理は平成 21 年 12 月 1 日より開始した。

(注 2) 事故確認委員会における審議件数は 132 件であり、そのうち 131 件について確認を行った。

(注 3) 本協会受理日から委員会による確認までは平均 10 日間 (カレンダーベース) であった。(データ：事故確認委員会へ付議された 132 件)

(注 4) 平成 21 年度は 24 社から受理した。

(2) 行為別受理件数等

(単位：件、円)

	未確認売買	誤認勧誘	事務ミス	システム障害	その他法令違反	合計
受理件数	33	98	9	0	6	146
申請金額の中間値	238,694	272,658	162,933	0	287,561	258,477

2. 事故確認申請の受理状況

(1) 受理件数 (単位：件)

	平成 21 年度	平成 20 年度
受理件数	298	585

(注 1) 委員会調査確認申請の受理開始日 (平成 21 年 12 月 1 日) 以降の受理件数は 0 件である。

(注 2) 取下げ案件 (平成 21 年度：4 件、平成 20 年度：8 件) を除く。

(注 3) 管轄財務局長等による確認件数は、過年度受理分を含め、平成 21 年度は 327 件、平成 20 年度は 598 件であり、両年度とも確認されなかった事案はない。

(注 4) 平成 21 年度は 42 社、平成 20 年度は 72 社から受理した。

(2) 行為別受理件数等

(単位：件、円)

	未確認売買	誤認勧誘	事務ミス	システム障害	その他法令違反	合計
受理件数	61 (138)	207 (344)	18 (38)	0 (0)	12 (65)	298 (585)
申請金額の中間値	217,092 (258,184)	243,000 (269,728)	198,269 (247,705)	0 (0)	439,176 (250,000)	243,242 (255,965)

(注) カッコ内は平成 20 年度の実績値である。

<参考>委員会調査確認申請と事故確認申請との合計受理状況

(単位：件、円)

	未確認売買	誤認勧誘	事務ミス	システム障害	その他法令違反	合計
受理件数	94 (138)	305 (344)	27 (38)	0 (0)	18 (65)	444 (585)
申請金額の中間値	218,387 (258,184)	254,260 (269,728)	172,811 (247,705)	0 (0)	410,303 (250,000)	246,872 (255,965)

(注 1) カッコ内は平成 20 年度の実績値である。

(注 2) 平成 21 年度は 50 社、平成 20 年度は 72 社から受理した。

3. 事故報告書の受理状況

行為別受理件数等

(単位：件、円)

	未確認売買	誤認勧誘	事務ミス	システム障害	その他法令違反	合計
受理件数	725 (821)	1,525 (1,459)	2,486 (2,772)	927 (2,829)	55 (42)	5,718 (7,923)
報告金額の中間値	7,000 (8,300)	5,400 (6,290)	341 (116)	3 (93)	22,609 (3,508)	1,137 (331)

(注 1) 金商業等府令第 119 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に該当するもののみ。

(注 2) カッコ内は平成 20 年度の実績値である。

(注 3) 平成 21 年度は 202 社、平成 20 年度は 201 社から受理した。

以 上

バーゼル銀行監督委員会の市中協議文書に対するコメントについて

平成 22 年 4 月 20 日

日本証券業協会

1. 経緯

1) 金融危機の再発を防止し、将来における貸出のベースとなる銀行の資本基盤を強化するため、銀行の資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制する方向で銀行の健全性規制の国際基準を見直すとの G20 での合意を踏まえ、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、昨年 12 月に「銀行セクターの強靱性の強化」及び「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」と題する市中協議文書を発出した。

2) 上記 2 件の文書では、

- ・ 自己資本の質の強化
- ・ リスク捕捉の強化（カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化等）
- ・ レバレッジ比率規制の導入
- ・ プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）の抑制
- ・ 流動性規制の導入

を内容とする規制改革案を提案している。

3) 提案された規制は銀行を対象とするものであるが、金融資本市場全体の活動ひいては実体経済にも大きな影響を及ぼす可能性があることから、我が国証券業界としての対応を本協会国際関係諮問委員会において検討し、別添のコメントを提出期限である 4 月 16 日（金）に本協会からバーゼル委あてに発出した。

2. 本協会からのコメントの概要

本協会からのコメントの骨子は別紙のとおり。

3. 新基準実施の予定

- 1) バーゼル委は、今回の市中協議を通じて寄せられた意見及び本年前半に予定されている包括的な「定量的影響度調査（QIS）」の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方を本年後半に改めて検討する予定である。
- 2) 新基準の実施は、2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行い、金融市場の安定性及び持続的な経済成長との整合性を確保することとされている。
- 3) また、規制の実施にあたっては、グランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）や経過措置（新規制の一部について実施時期を後倒し）を十分長期にわたり設定することとされている。

以 上

(別 紙) 本協会からのコメントの骨子

1) 自己資本規制のあり方

- ・ 金融機関毎に異なるリスクテイクの方針やガバナンスの構造、各国の市場の厚み・税制・銀行監督の制度／手法・会計監査制度・破綻処理制度の違いを考慮すると、一律の規制強化を行うことには慎重であるべき。
- ・ バーゼル委の銀行規制では、3つの柱（自己資本規制・監督上の対応・市場の自己規律）があいまって機能することを念頭に、自己資本規制のみを重視・強化するのではなく、バランスの取れた検討が必要。

2) 規制体系の整合性と過剰規制の排除

- ・ 市場取引に対する過剰な規制が市場流動性の低下を惹起する危険性に十分注意が必要。
- ・ 証券化商品やデリバティブ取引に対する過剰規制は、金融資本市場の有用な機能、健全な発展を阻害する恐れあり。
- ・ 新興国の市場に先進国と同様の規制を一律に導入することは、新興国市場の発展を阻害し、先進国と新興国の市場格差を拡大させる恐れあり。
- ・ 個別に検討された規制措置を一括して導入すると、全体として整合性が取れず過剰な規制となる恐れあり。
- ・ 各国の市場の構造上の差異、預金者・投資者のリスク選好、貯蓄投資バランスの違いを無視した一律のレバレッジ規制（例えばレバレッジ比率の分母への国債の一律算入）は、銀行の資金仲介機能を大幅に低下させ、資金フローや市場金利に予期せぬ影響を及ぼす可能性あり。

3) 景気動向への配慮

- ・ 自己資本規制の強化が金融危機後の実体経済の落ち込みからの回復を阻害すると、銀行資産の健全性がさらに損なわれ、それが更なる景気後退につながるという意図せざる悪循環を招く恐れあり。規制導入にあたっては、長期的かつマクロ的な視野に立った影響度調査を慎重に行うほか、適切な経過措置等を盛り込み新規制が景気回復の阻害要因とならないよう十分な配慮が必要。
- ・ プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）の抑制・反転のための方策も極めて重要であるが、個別の方策は、各国の経済状況を踏まえて各国当局が策定すべき。

4) 市場へのインパクト

- ・ 今回の提案が所要自己資本の中でも普通株式資本を特に重視している結果、市場の消化能力を超えて金融機関による新株発行ラッシュが起こる可能性あり。市場の消化能力や発行環境等を十分留意の上、新規制の内容及びその導入プロセスを検討することが必要。

5) 提案された個別の諸方策に関する懸念

- ・ 普通株式資本を重視する新規制に対応するため、金融機関による資本調達を妨げることのないよう、引受にかかるポジション等資本控除項目の合理性について慎重かつ十分な検討が必要。
- ・ 繰り延べ税金資産の控除については、銀行が将来を見通した引当を行うインセンティブをそぐことのないよう配慮することが必要。
- ・ レバレッジ比率規制において、CDS の売りポジションのみを想定元本ベースで分母に組み込むと比率が大幅に低下し、CDS 市場が機能しなくなる恐れあり。影響度調査の結果を勘案しながら、CDS が引続き有効なヘッジ手段となりうるよう、提案を調整もしくは再検討すべき。
- ・ 本来十分な市場流動性を持つ上場株式や高格付社債に過度に高い所要安定調達額の掛け目を適用するなど、過度に保守的な流動性規制は、市場を停滞させ、企業の資金調達を困難にする恐れあり。

6) システム上重要な金融機関への対処

- ・ システム上重要な金融機関への対処のための方策は、他の規制と整合的であり、過剰もしくは重複規制とならないことが重要。これら金融機関の定義や選定、個別の方策は、各国の制度・状況を配慮しながら、各国当局が柔軟に判断していくべき。

Japan Securities Dealers Association

Tokyo Shoken Bldg.
5-8, Kayabacho 1-chome, Nihonbashi, Chuo-ku
Tokyo 103-0025, Japan
Phone : (813) 3667-8451 Fax : (813) 3666-8009

April 16, 2010

Mr. Nout Wellink
Chairman
Basel Committee on Banking Supervision
Bank for International Settlements
Centralbahnplatz 2
CH-4002 Basel
Switzerland

Dear Mr. Wellink,

The Japan Securities Dealers Association (JSDA)¹ welcomes the opportunity to comment on the consultative proposals for *Strengthening the resilience of the banking sector* and *International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring* and appreciates the discussions and deliberations regarding them so far in the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS). While most of the proposed measures will mainly affect banks, they also are likely to have a major impact on the financial and capital markets and on the economy overall. From the perspective of the Japanese securities industry, it is very important to get the proposals right and well-calibrated so that the future regulations will contribute to the stability of global capital markets. Therefore, as a major stakeholder in capital markets, the JSDA is pleased to provide its current thinking on these proposals. Because the two consultative documents issued by the BCBS encompass a great many detailed and technical points, our comments below focus on issues to which we attach particular importance. We would greatly appreciate you and the committee members taking our views into full account in your deliberations, moving forward.

We note that the consultative proposals have not yet suggested specific measures to help dampen *Procyclicality* at this stage. Nor are specific measures regarding *Contingent capital* available at this time as their discussions are scheduled for July this year with those addressing the risk of *Systemically important institutions* slotted for October. In addition, the deadline for submitting comments on the current proposals is April 16, a point at which the results of the quantitative impact study (QIS) will not be yet available. Therefore, we would like to suggest that, if necessary, additional comments be accepted after the deadline and additional specific proposals should be brought to public consultation so that the committee will ensure appropriate dialog processes with market stakeholders.

1. Capital Framework

While it is important to ensure a level playing field for internationally active banking institutions, the differences in financial institutions' business attitudes toward risk-taking

¹ Japan Securities Dealers Association (JSDA) is a hybrid association functioning both as a self-regulatory organization (SRO) and as a trade association in the Japanese securities market. Its legal status is that of an organization established under the Financial Instruments and Exchange Act. Under the Law, The JSDA has been granted authority by the Prime Minister. The JSDA's more than 500 members consist of securities firms and other financial institutions operating securities businesses in Japan.

and governance structures have proved to have large implications for capital adequacy. These differences should be more explicitly noted in the current exercise. This point is evidenced by the fact that Japanese or other financial institutions—which were following risk management strategies different from those of US/European institutions—were relatively less affected by the recent financial crisis. Besides the business attitudes toward risk-taking, differences among jurisdictions also can be found in the depth of short-term money and foreign exchange markets, taxation systems (which significantly affect deferred tax assets), systems and methods of banking supervision (particularly the frequency and depth of on-site inspections), accounting and audit systems, as well as procedures for public fund injection and insolvency regimes in the case of a banking crisis. We are concerned that uniform regulations excessively focused on capital requirements without proper consideration of such differences among jurisdictions may lead to skewed risk-taking incentives and impair the stability of real economies and financial markets and make it difficult to ensure a level playing field among jurisdictions.

As noted in the basic principles of Basel II, Pillar 1 (minimum capital requirements) can function as balanced regulation only when effectively combined with Pillar 2 (supervisory review process) and Pillar 3 (market discipline). In designing the future regulatory framework, therefore, the BCBS will need to attach proportionate weight to Pillar 2, which reflects the diversity among jurisdictions, and Pillar 3, which seeks to enforce market discipline through effective disclosure.

2. Coherent Regulatory Framework without Excessive Regulation

Our most serious concern with respect to the proposed regulation is that excessively tight regulations on market transactions may create a vicious circle whereby a decrease in market liquidity leads to further declines. While market dynamics may amplify overreaction and make it easier for uneven distribution or accumulation of risks to occur, we are worried that certain elements of the BCBS's comprehensive proposals might discourage providers of market liquidity. We believe that an increase in market liquidity without any overconcentration or accumulation of risks should be regarded as an effective step toward achieving the ultimate goal of establishing a more robust financial system. We reiterate that the vast range of risks such as market risk, counterparty risk and liquidity risk can be managed most effectively through greater market liquidity.

At the same time, we believe that any increase in capital surcharge on securitized products must deliberately reflect a fair and appropriate amount of underlying risks in such a manner as not to hamper the sound development of the securitization markets, in particular, for emerging countries that need efficient financial intermediation to fund their future growth via these markets. The merits of securitized products remain firmly valid today for highly developed financial markets as well, particularly in providing vehicles for liquidating illiquid assets such as mortgage loans, allowing banks to offload these assets from their balance sheets and make funds available for lending and investment, as well as in responding to institutional investors' demands for highly liquid products as investment choices. Also, the repo and securities lending operations as well as derivative transactions can contribute to more sophisticated risk management practices of financial institutions in dealing with risks in liquidity and price volatility. In this regard, we urge the BCBS to reconsider some of the proposals—the treatment of netting when calculating leverage ratio for example—in order not to impair the merits of such products and transactions and hamper sound development of financial and capital markets.

Another point supporting our sense of caution is that the proposed revision aims to regulate banks uniformly in emerging countries as well as those in developed countries, paying scanty attention to differences in their phases of financial and capital market development. For example, the corresponding deduction approach for a reciprocal cross holding between banks, if introduced universally, might harm the sound development of capital markets, particularly in emerging economies that implement restrictions on foreign

ownership of banks. Furthermore, across-the-board introduction of regulations to address problems in most advanced markets could result in enlarging the chasm in the level of sophistication and development between highly-advanced and other markets.

One more important point to note is the need for a comprehensive approach. If capital requirements are designed only through piecemeal approaches that require the build up of capital buffers against specifically identified risks, the overall capital framework may prove to become incoherent or excessive. Moreover, the leverage ratio is closely related to the liquidity standard, underscoring the need for a comprehensive approach. For example, Japanese banks constantly maintain deposit amounts in excess of lending amounts in reflection of the current economic structure and hold massive amounts of Japanese Government Bonds (JGB). Therefore, a simple comparison of their capital (numerator) and total assets (denominator) on balance sheets would show the leverage ratio of Japanese banks to be relatively low. However, the inherent credit and liquidity risks of JGB holdings are extremely limited. If this reality were to be ignored and JGB holdings included in the denominator of the leverage ratio, Japanese banks' leverage ratio would decrease and their intermediary functions would be seriously diminished.

Such differences in the balance sheets of banking institutions across the different jurisdictions reflect not only the risk preference of depositors and investors but also macroeconomic factors including the savings-investment balance in each jurisdiction. Accordingly, the introduction of an across-the-board leverage ratio ignoring such diversified structures of financial and capital markets—if that in fact occurred—would run the huge risk of bringing about unexpected adverse effects on domestic and global financial flows as well as market interest rates. Therefore, we would suggest that government bonds not be added on to the denominator of the leverage ratio and that leverage ratio rules be enforced in a flexible manner suited to each jurisdiction under the Pillar 2 and Pillar 3 frameworks.

3. Attention to Economic Conditions

The downturn of the real economy after the financial crisis has deteriorated the quality of bank assets and increased credit risk. In countries that had inflated real estate and housing bubbles, the commercial real estate and household sectors may suffer from the bursting of bubble for a longer period of time than normally expected. As the case now stands, losses in the trading portfolios of financial institutions have already been realized but unrealized holding losses in their lending portfolios are likely to remain as risks over a long period of time until economies have attained a full-scale recovery. Since trading activities underpin the functioning of capital markets, excessive regulation imposed on trading as well as lending activities would seriously impede the banking sector's intermediary role in providing the corporate finance essential to the restoration of economic growth. In this regard, we are deeply concerned that BCBS's proposals on risk coverage could have a serious negative impact on the accounts of banks, including the application of a higher multiplier to the asset value correlation of exposures to financial firms. We therefore suggest that the BCBS make sure that the cumulative capital charge to strengthen the risk coverage does not become too punitive.

If enhanced capital requirements were to hamper the economic recovery, they would impair the soundness of bank assets, inviting an unintended vicious circle. Before the introduction of revised standards, therefore, there is a need for careful impact assessment from long-term and macroeconomic perspectives. In order to avoid the new or revised regulations hampering the pickup of business activities, appropriate phase-in measures and grandfathering arrangements should be applied for a sufficiently long period, as indicated in the consultation documents.

We agree that reducing procyclicality and promoting countercyclical buffers are of pivotal importance. The consultative documents have not pinpointed specific measures for this objective. Taking into account the differences in economic climates among jurisdictions, it

would be sensible to leave the specific measures to the discretion of the authorities in each jurisdiction in the context of strengthening the Pillar 2 approach.

4. Impact on Market

The set of proposals attaches particular importance to the common equity component within the minimum capital requirement. While sensible, the proposals have already triggered a rush of new stock issues by financial institutions. The ability to absorb common equity is relatively scarce in the overall economy, entailing risks that the cost of equity finance would become generally higher for the economy as a whole when strong recovery is needed. There is a concern that financial institutions may need to boost the common capital component beyond the capacity of capital markets to absorb new stock issues. At the same time, the enhanced leverage and liquidity ratios will generally reduce the capital efficiency of financial institutions. Granted that the common equity component should be the core of capital requirement, the BCBS should carefully calibrate the contents and introduction process of the new capital framework paying adequate attention to the market structures and environment including the absorption capacity in capital markets.

5. Particular Concerns about Specific Measures

Among the proposed measures, we would like to comment on the following points about which we have particular concerns.

1) Corresponding Deduction Approach to Reciprocal Cross Holdings between Banks

In response to the proposals, financial institutions need to strengthen their high quality capital by issuing common stocks. However, as major part of such stocks have to be underwritten by financial institutions regulated by the Basel II framework, it is important to make sure that the proposed rules will not undermine the sound functioning of primary capital markets. For that reason, it is necessary to implement a rule which exempts underwritten positions from capital deduction for a certain period after underwriting, provided that these positions are hedged by measures such as corresponding short positions taken under an appropriate internal risk monitoring system.

The proposed capital charge could also create negative incentives for market making activities, which respond to investors' trading needs and provide liquidity to the markets, adversely affecting the liquidity provision as a result of decrease of market participants. Consequently, careful consideration would be called for in order not to impede banks' capital raising activities.

The most important measure for strengthening resilience in the banking sector, while avoiding capital injections by central governments, is to encourage more private investment in risk capital. Improving the attraction of investments from the investor's perspective is vital to that purpose.

2) Deduction of Deferred Tax Assets from Tier 1 Capital

Despite the existing differences in taxation systems among jurisdictions, the consultative documents contain a proposal to require an across-the-board deduction of deferred tax assets from Tier 1 capital. It would be important to make sure that the proposal not undermine the incentives for banks to build provisions for the future where there is significant divergence in taxation as well as supervisory practices.

3) Treatment of Protection Selling with Respect to Leverage Ratio Regulation

If only short positions of CDS would be included on a notional value basis into a calculation of the leverage ratio as proposed, the denominator of leverage ratio might rise

drastically. This would seriously affect supply and demand in the CDS market, possibly creating an adverse impact on market liquidity. We may lose the means for hedging if market liquidity dries up. Therefore, it would be suggested that, giving due consideration to the result of QIS, the proposal should be adjusted or, if necessary, reconsidered so that the CDS can continue to be an effective tool in hedging CVA risk.

4) Treatment of High Rated Bond (single A or above) and Listed Shares with Respect to Liquidity Regulation

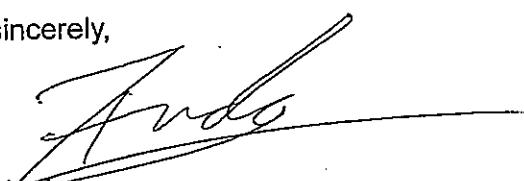
We believe that listed equity securities, particularly large cap stocks, as well as corporate bonds with relatively higher credit ratings of single A or higher, have demonstrated that they can maintain sufficiently high market liquidity even during times of stress. We are highly concerned that the unduly high RSF (Required Stable Funding) factor of 50% for these securities proposed for the Net Stable Funding Ratio calculation does not reflect their intrinsic liquidity and believe it is too conservative even for times of stress. The problem is that all these conservative factors are likely to affect the banks' investment decisions during normal times and might materially hurt the market liquidity of these assets. The undesired but likely scenario for this result is that the contraction in proprietary trading activities would lead to wider buy/sell spreads, which will in turn affect investors' demand, and, eventually, could hamper the functioning of the primary market and impede corporate finance activities. We therefore call for deliberate calibration of RSF factors such that the introduction of new liquidity risk measurement will not hamper the proper functioning of markets in normal times.

6. Measures for Systemically Important Financial Institutions

The Financial Stability Board (FSB) is developing strategies to address the risk of systemically important financial institutions (SIFIs). The BCBS's proposals and the FSB's initiatives to this end should be consistent with each other and avoid creating duplicative or excessive regulation. SIFIs should be defined and selected by each country's authorities in an internationally coordinated manner taking into account economic and market conditions. It would be inadvisable to uniformly treat them simply based on their scales or licensed businesses. Measures for the selected SIFIs should be designed considering their costs and benefits as well as each jurisdiction's insolvency proceedings for failed banks. In countries where insolvency proceedings have been well-established, the risk of SIFIs could be addressed by alternative supervisory measures (e.g. more frequent inspections) as substitute for additional capital requirements.

In closing, we appreciate the collaborative and comprehensive consultative approach the BCBS is taking with market stakeholders. We believe such an approach is essential for the development of efficient and effective global regulatory standards for financial and capital markets. We hope our comments will be helpful in your deliberations. If you have any questions, please do not hesitate to contact us.

Yours sincerely,



Toshio Ando
Chairman

バーゼル委員会市中協議文書に対する日証協コメント（仮訳）

バーゼル銀行監督委員会 Wellink 議長あて

日本証券業協会は、バーゼル委員会の市中協議文書二件「銀行セクターの強靱性の強化」及び「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」についてコメントの機会を与えられたことを歓迎すると共に、バーゼル委における今までの作業に敬意を表したい。今回の提案は、主に銀行に影響を与えるものであるが、金融資本市場ひいては経済全体に大きなインパクトをもたらす可能性が高い。日本の証券業界としても、将来の規制が世界の資本市場の安定に資するよう、提案の内容を適切かつ十分調整されたものとするのが非常に重要であると考えている。従って、資本市場を担う利害関係者として、本協会の現時点における考えを申し述べたい。バーゼル委が発出した二件の市中協議文書は、詳細で多岐に渡る技術的な論点を含んでいるため、我々が特に重要と考える論点に絞りコメントする。貴委員会の今後の検討プロセスにおいて、我々の見解が十分考慮されることを望んでいる。

なお、今次市中協議では、「プロシクリカリティー抑制」の部分に関して具体案が示されていないほか、「コンティンジェント・キャピタル等」については本年 7 月、「システム上重要な金融機関」の取扱いについては本年 10 月に、具体的な提案が議論される予定である。また、市中協議文書に対するコメント期間は 4 月 16 日までであるが、現在実施されている定量的影響度調査（Q I S）の結果が不明な中で、コメントが締め切られることになる。従って、必要に応じて締切り後も追加コメントを受け、具体的な追加提案については、改めて市中協議に付す等の措置を通じて、十分な対話のプロセスを確保すべきである。

1. 自己資本規制のあり方

国際的に活動する銀行が共通の競争条件の下で活動することは重要であるが、リスクテイクの方針やガバナンスの構造は金融機関毎に異なり、自己資本所要額に明らかに大きな影響を及ぼす。今回の検討においては、この相違について、より明確に留意すべきである。このことは、欧米金融機関とは異なるリスク管理方針を有していた本邦その他の金融機関への今次金融危機による直接的な影響が、欧米金融機関と比較して相対的に軽微であったことに示されている。リスクテイクに関する業務戦略以外にも、各国の短期金融市場や外国為替市場の厚み、税制（繰り延べ税金資産に重要な影響を与える）、各国の銀行監督の制度や手法（特にオン・サイト検査がどの程度の頻度や深度を持って行われているか等）、会計監査制度、銀行危機に対する公的資本投入や

破綻処理の制度にも差異がある。こうした各国間の多様性を勘案せずに、自己資本に絞って一律に厳しい規制を課すことは、却ってリスクテイクのインセンティブを歪曲し、実体経済や金融市場の安定性を損なう懸念があるばかりか、各国間の公平な競争条件(level playing field)確保の面からも問題があるのではないか。

Basel II の基本的考え方にあるように、第一の柱である自己資本規制は、第二の柱である監督上の対応、第三の柱である市場規律と相俟って初めてバランスの取れた規制となるものである。将来の規制策定にあたっては、各国の多様性に対応する枠組みである第二の柱や、有効な開示により市場の自己規律強化を目指す第三の柱についても、その意義が十分勘案されるべきである。

2. 規制体系の整合性と過剰規制の排除

今回の規制案において特に憂慮すべきは、「市場取引に関して過度に厳しい規制がもたらす市場流動性の低下が、結果として更なる市場流動性の低下をもたらす」という悪循環である。市場の動きが過剰反応を増幅しリスクの偏在や積み上がりを生じやすくすることはあるが、バーゼル委の今回の広範な提案に含まれるいくつかの措置が市場流動性の供給者の活動を減退させてしまうことを懸念する。リスクの偏在や積み上がりのない状態での市場流動性の拡大は、より活力ある金融システム構築という究極の目標を達成するための有効な方策と認識すべきである。市場リスクやカウンターパーティーリスク、資金流動性リスクといった広範なリスクには市場流動性の拡大を通じてこそ最も有効に対処できることを再度強調したい。

また、証券化商品に関する追加的な資本賦課は、証券化市場の健全な発展を阻害しないよう、内在するリスクに見合ったものにしなければならない。この点は、特に、将来の成長のための資金を調達するため証券化市場を通じた効率的な金融仲介手段を必要としている新興国にとって重要である。証券化商品は、住宅ローンをはじめとする低流動資産を流動化する手段を提供し、銀行のバランスシートからこれら資産の負荷を外し、融資・投資に活用できる資金を生み出すとともに、流動性の高い商品に対する機関投資家の需要にも応えるものであり、高度に進化した金融市場においても、今日その有用性は明らかに存続している。レボや有価証券貸借、デリバティブ取引もまた、金融機関が流動性リスクや価格変動リスクに対処する上で、より高度なリスク管理の手法を提供することができる。この点に鑑み、これら商品や取引の利点を損なわず、かつ、金融資本市場の健全な発展を阻害することがないよう、レバレッジ比率算定の際のネットティングの取扱い等バーゼル委の今回の提案におけるいくつかの措置に関し再検討を促したい。

もう一つ注意を要するのは、金融資本市場の発展段階の違いにほとんど配慮することなく、提案が新興国の銀行にも先進国の銀行にも同一の規制をかけようとしている点である。例えば、銀行間の資本の持ち合い分を資本から控除することを一律に求めることは、特に銀行資本の保有について外資規制をかけている新興国において、健全な資本市場の発展を阻害する恐れがある。さらに、最も先進的な市場で生じた問題に対処するための規制を一律に導入することは、先進的な市場とその他の市場の間の洗練と発展の度合いにおける格差を広げてしまうことになりかねない。

さらに留意すべきは、自己資本規制を、個々バラバラに、考えられる個別のリスクを資本賦課して積み上げていくというやり方で強化すると、全体として整合性が取れず過剰な規制になりかねないことである。レバレッジ比率規制は、流動性規制と密接に関係するものであり、包括的な対応が求められる。例えば、邦銀の場合、現在の経済状況を反映し預金が貸出金を恒常的に上回り、バランスシートに日本国債を大量に保有している。従って、資本（分子）対総資産（分母）を単純に比較すれば日本の銀行のレバレッジ比率は低くなる。しかしながら、国債保有に伴う信用リスクや流動性リスクはともに極めて限定的である。こうしたなか、仮にレバレッジ比率の分母に国債を含めることとなれば、本邦金融機関の同比率が低下し、資金仲介機能が大幅に低下する恐れもある。

このような各国における銀行のバランスシート構造の差異は、各国預金者・投資家のリスク選好、貯蓄投資バランスの差などマクロ要因を反映している部分もある。このため、各国の金融資本市場の構造上の差異を無視した、一律のレバレッジ規制は、国内あるいはグローバルな資金フローや市場金利に予期せぬ影響を与えるリスクが極めて大きい。従って、国債はレバレッジ比率の分母からはずすとともに、レバレッジ比率は第二及び第三の柱のフレームワークにおいて、各国の柔軟な運用を認める方向で検討すべきである。

3. 景気動向への配慮

金融危機後の実体経済の落ち込みは、銀行資産の質を下げ、信用リスクを増大させている。不動産・住宅バブルの大きかった国においては、商業不動産部門・家計部門に大きな負担を予想外に長期に強いる可能性がある。現状では、金融機関がトレーディング勘定に抱える損失は既に実現している一方、貸出勘定に掛かる未実現損は景気本格回復するまで長期にわたってリスクとして存続し続ける可能性が高い。トレーディングは資本市場の機能を支えるものであり、貸出勘定のみならずトレーディング

勘定にまで過度の規制が掛けられることは、景気回復に必要な銀行による企業金融の仲介機能に大きな阻害要因となりかねない。この点に関し、金融機関の資産価値算定にあたりより大きな乗数を適用することなどを含む、バーゼル委のリスク捕捉に関する提案が銀行勘定に深刻な負のインパクトを及ぼすことを非常に懸念している。リスク捕捉を強化するための資本賦課が積み上げられた結果、過度に懲罰的な規制とならないよう、バーゼル委の熟慮を求めたい。

仮に自己資本規制の強化が景気回復を阻害すれば、結果的に銀行資産の健全性が損なわれ、意図せざる悪循環を惹起しかねない。その意味で、規制の実施に当たっては、長期的かつマクロ的な視野に立った影響度調査を慎重に行う必要がある。また、協議文書に示されたとおり、十分な期間にわたり適切な経過措置やグランドファーザリングを盛り込み、新規制が景気回復の阻害要因とならないよう対処すべきである。

なお、プロシクリカリティーを抑制・反転させるための方策は極めて重要である。現在その内容は具体的に示されていないが、各国の景気動向に違いがあることを考えると、個別の方策については、第二の柱を強化する取組みとして各国当局の裁量に委ねることが望ましい。

4. 市場へのインパクト

今回の提案では、所要自己資本の中でも、普通株式資本を特に重視している。その結果、金融機関による新株発行ラッシュが現実になりつつある。しかし、経済全体における普通株式資本の吸収力は相対的に稀少であり、力強い経済回復が望まれる現状においては、株式による資金調達のコストが経済全体にとってより重荷となる可能性がある。市場の消化能力を超えて金融機関が普通株式資本の増強を図らざるを得なくなるような事態も懸念される。その一方でレバレッジ規制や流動性規制の強化は、一般に金融機関の資本効率性を低下させる方向に作用すると予想される。バーゼル委においても、普通株式資本を自己資本規制の中心に据えるとしても、資本市場における消化能力など、市場構造や発行環境を十分留意の上、新規制の内容及びその導入プロセスをご検討頂きたい。

5. 提案された個別の諸方策に関する懸念

提案された個々の方策の中で、特に我々が懸念する以下の方策につきコメントしたい。

1) 銀行間の資本の持ち合い分の控除

金融機関は今後新規制への対応で、普通株式の発行を通して質の高い資本の増強を図る必要があるが、株式を主に引き受けるのも新規制に服する金融機関自身であるため、提案されているルールが発行市場の健全な機能を損なうことがないよう留意することが重要である。そのため、適切なリスク管理の下で対応するショートポジションでヘッジされている限り、「引き受けに係るポジションは、一定期間資本控除を猶予する」などの措置を採る必要があろう。

また、提案された資本賦課は、本来投資家の売買ニーズに対応し市場に流動性を与えるマーケットメイキングに対して負のインセンティブを与えることになり、市場参加者が減少し、流動性提供機能が減退する恐れがある。従って、銀行による資本調達を妨げることをないよう慎重な検討が求められる。

中央政府による資本注入を回避しつつ、銀行セクターの強靱性強化を実現する上で何より重要なのは、民間からのリスク資本の供給を促すことであり、その際に最も重要なのは投資家から見た投資の魅力を向上させることである。

2) 繰り延べ税金資産の控除

各国の税制の違いにかかわらず、協議文書では、Tier 1 資本から繰り延べ税金資産を一律に控除することが提案されている。税制や監督のやり方には大きな差異があるところであり、銀行が将来を見通した引当を行うインセンティブをそぐような提案とならないことが重要である。

3) レバレッジ比率規制におけるプロテクションの売りの取扱い

CDS の売りポジションのみを想定元本ベースでレバレッジ比率の計算に含めることは、レバレッジ比率の分母を大幅に増大させることになる。これは、CDS 市場の需給関係に影響を及ぼし、結果的に市場流動性に対する懸念を生じさせる恐れがある。市場の流動性が枯渇してしまえば、ヘッジ手段が失われることにもなりかねない。従って、QIS の結果を適切に勘案しながら、CDS が引続き CVA リスク（信用力評価調整に伴うリスク）のヘッジにおける有効な手段となりうるよう、提案を調整もしくは再検討すべきであろう。

4) 流動性規制における高格付（A 格以上）社債・上場株式の取扱い

上場株式（特に時価総額の大きな銘柄）及び高格付社債（A 格以上）は、市場の緊張

が高まる時期においても、十分高い市場流動性を維持できることが明らかになっている。安定調達比率の算定に関し、これら証券に50%という過度に高い所要安定調達額の掛け目を適用することは、それら証券の本来の流動性を反映しておらず、市場緊張時においてさえ過度に保守的であると考えられる。問題は、これら保守的な掛け目が通常時の銀行の投資行動に影響を及ぼし、これら資産の市場流動性を事実上損なう恐れがあることである。望ましくはないが起こり得べきシナリオは、自己売買の縮小が売買スプレッドの拡大を招き、それが投資家の需要を減退させ、ひいては、発行市場の機能不全と企業金融の停滞につながるということである。従って、新たな流動性リスク測定基準の導入が市場の通常時における正常な機能を妨げないよう、所要安定調達額の掛け目の設定については慎重な考慮を求めたい。

6. システム上重要な金融機関への対処

FSB で検討されているシステム上重要な金融機関への対処のための方策が、今回の規制案と整合的であり、過剰な重複規制にならないことが重要である。なお、システム上重要な金融機関の定義や選定は、景気や市場の動向に照らし、各国当局が国際協力のうえ柔軟に判断していくことが必要であり、規模や免許形態などにより一律に選定することは避けるべきである。また、システム上重要な金融機関として認定された場合も、規制のコストと効果、並びに、銀行の破綻処理体制の整備状況等を十分勘案し、破綻処理体制が整備されている国の場合は、追加的な自己資本賦課という規制手法に代えて、例えば頻度を上げた検査等、監督上の工夫での対応を認めるべきである。

最後に、パーゼル委が市場関係者との間でこのような協調的・包括的な協議を進めていることを評価する。金融資本市場の効果的効率的な規制の国際的基準を作り上げるにはこのようなアプローチが不可欠である。我々のコメントが貴委員会の検討に資することを希望する。ご不明な点があれば、ご連絡願いたい。

日本証券業協会会長

安東 俊夫

以 上

平成 22 年「春季投資セミナー」における参加者アンケートの集計結果

平成 22 年 4 月
証券知識普及プロジェクト

証券知識普及プロジェクト(日本証券業協会、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、ジャスダック証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会の 9 団体で構成)では、平成 22 年 1 月 30 日(土)から 3 月 7 日(日)までの間、平成 22 年「春季投資セミナー」を全国 9 地区 20 都市 34 会場で開催し、9,179 名の参加があった(昨年は 9 地区 21 都市 28 会場で開催し、9,047 名の参加)。アンケートの配付枚数は 9,179 枚、アンケートへの回答者は 6,468 名、回収率は 70.5%であった。アンケート結果の概要は、以下のとおりである。(括弧書きの数値は、昨年の「春季証券投資セミナー」のアンケート結果である。)

- 参加者の性別は、男性が 66.8%(66.8%)、女性は 33.2%(33.2%)であった。
- 年齢層は、50 代以下が 52.2%(49.8%)であった。
- 職業は、会社員が 35.2%(33.0%)、無職が 30.7%(33.4%)であった。
- 本プロジェクト主催のイベントにはじめて参加した人は 64.6%(63.6%)であった。
- 証券投資を現在行っている人は 70.5%(81.0%)、過去に経験はあるが現在は行っていない人は 7.1%(4.7%)、未経験者は 22.4%(14.4%)であった。
- 証券投資を現在行っていない人(未経験者を含む)の 65.6%(67.6%)が、証券投資を現在行っていない理由として「よくわからない(知識がない)」を挙げた。また、「投資に回す資金がない」との回答が 33.0%(33.9%)であった。
- 証券投資の理解を深める方法として、75.4%(79.9%)が「講座やセミナーへの参加」を挙げた。
- 証券会社や金融機関に期待することとして、62.7%(63.5%)が「迅速・的確な情報提供」を挙げた。
- 平成 22 年「春季投資セミナー」に対する感想は、「大変良い」と「良い」が合計 85.9%(87.8%)であった。

(単位: 名)

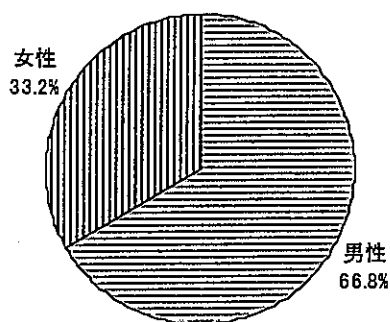
地区 イベント	平成 22 年「春季投資セミナー」			最近の参加者数	
	参加者数	回答者数	回収率	平成 21 年 「投資の日」 記念イベント	平成 21 年 「春季証券 投資セミナー」
東京(6 会場)	2,383	1,825	76.6%	3,316	3,294
大阪(6 会場)	1,987	1,356	68.2%	2,097	2,087
名古屋(11 会場)	2,779	1,749	62.9%	1,927	1,257
北海道(1 会場)	111	78	70.3%	625	372
東北(1 会場)	276	212	76.8%	523	242
北陸(1 会場)	697	446	64.0%	330	490
中国(6 会場)	773	658	85.1%	857	655
四国(1 会場)	108	94	87.0%	352	254
九州(1 会場)	65	50	76.9%	553	396
合 計	9,179	6,468	70.5%	10,580	9,047

I 参加者属性について

【性別】

- 男性が全体の 66.8%を占め、女性は 33.2%であった。

図 I-1 性別（回答者数:6,390名）

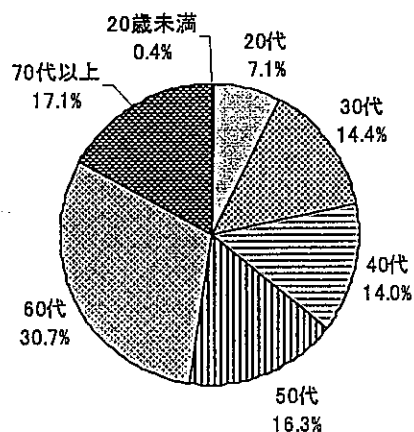


＜参考＞	
平成 21 年 「春季証券投資セミナー」 (回答者数:6,217 名)	
男性	66.8%
女性	33.2%

【年齢】

- 「60代」が 30.7%と最も多く、次いで「70代以上」が 17.1%であった。一方、50代以下の「現役層」の参加比率をみると、土日や平日夜間のイベント開催を増やしたこともあり、52.2%と昨年(49.8%)を上回った。

図 I-2 年齢（回答者数:6,392名）



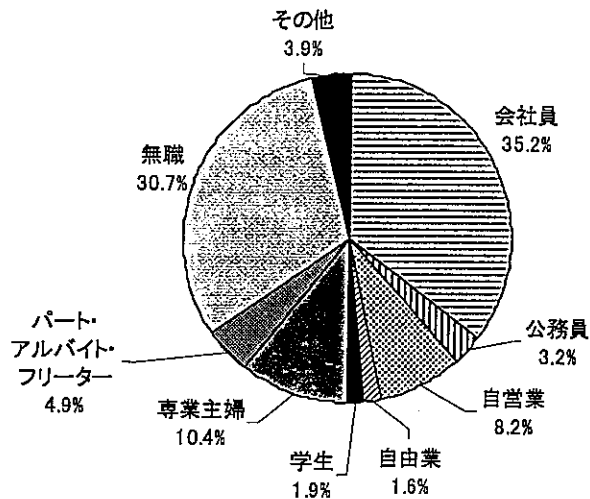
＜参考＞	
平成 21 年 「春季証券投資セミナー」 (回答者数:6,208 名)	
10 代	0.2%
20 代	7.7%
30 代	14.5%
40 代	12.0%
50 代	15.4%
60 代	30.6%
70 代以上	19.7%

(注) 回答割合は、小数第 2 位を四捨五入して算出している。
このため、単数回答の調査項目であっても、内訳の合計が
100%ちょうどにならない場合がある。以下同じ。

【職業】

- 「会社員」が 35.2%と最も多く、次いで「無職」が 30.7%であった。「会社員」の割合が昨年(33.0%)より高くなっている。

図 I-3 職業 (回答者数:6,249名)



<参考>

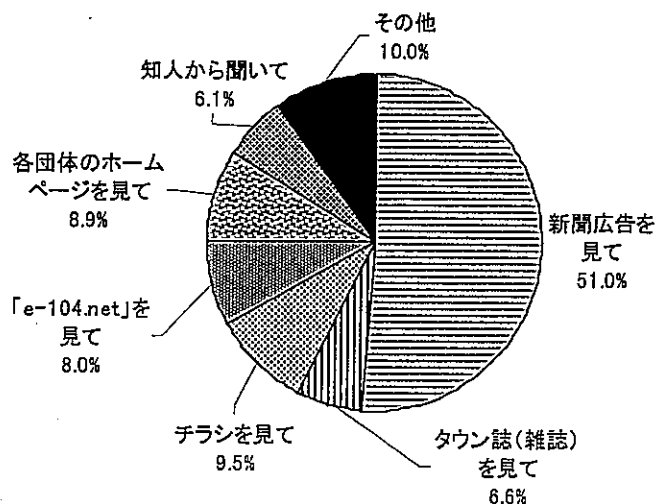
平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:6,139名)

会社員	33.0%
公務員	2.4%
自営業	9.0%
自由業	2.2%
学生	2.2%
専業主婦	10.0%
パート・アルバイト・フリーター	4.2%
無職	33.4%
その他	3.5%

【イベントの認知媒体】

- 「新聞広告」が 51.0%、次いで「チラシ」が 9.5%であった。新聞広告の効果が高いことがうかがえる。

図 I-4 媒体
(回答者数:6,294名)



<参考>

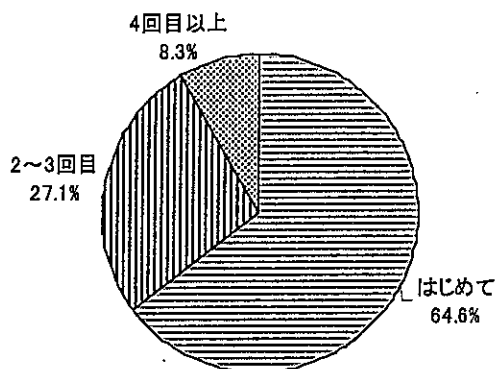
平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:6,068名)

新聞広告	49.1%
タウン誌(雑誌)	6.9%
チラシ	10.1%
e-104.net	6.7%
各団体のホームページ	10.2%
知人から聞いて	7.4%
その他	9.6%

【本プロジェクト主催のイベントへの参加回数】

○ 「はじめて参加した」が 64.6%であった。

図 I-5 本プロジェクト主催のイベントへの参加回数
(回答者数:6,405名)



<参考>

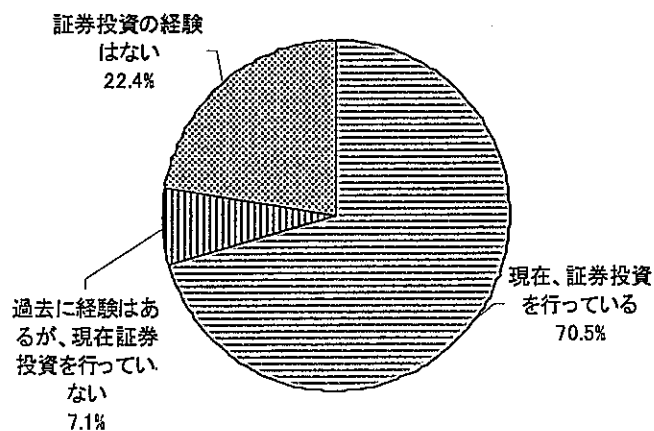
平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:6,218 名)

はじめて	63.6%
2～3 回目	28.0%
4 回目以上	8.4%

【証券投資の経験】

○ 「現在、証券投資を行っている」が 70.5%、「過去に経験はあるが、現在は行っていない」が 7.1%、未経験者は 22.4%であった。未経験者をターゲットにしたイベントを多く開催したことが奏功し、未経験者の割合が昨年(14.4%)に比べ大幅に上昇した。

図 I-6 証券投資の経験(回答者数:6,147名)



<参考>

平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:5,827 名)

現在、証券投資を行っている	81.0%
過去に経験はあるが、現在証券投資を行っていない	4.7%
証券投資の経験はない	14.4%

証券投資未経験者の比率

年齢層	今回	前回 (注 2)
20 代未満	80.0%	53.8%
20 代	63.7%	55.0%
30 代	45.5%	30.5%
40 代	30.3%	23.0%
50 代	20.6%	9.8%
60 代	9.0%	5.3%
70 代以上	3.9%	2.8%

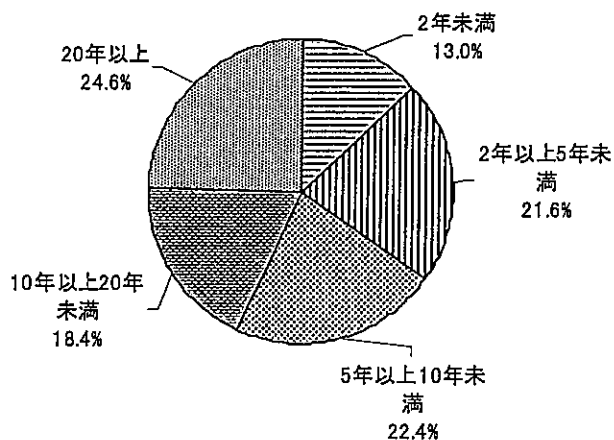
(注 2) 平成 21 年「春季証券投資セミナー」。
以下同じ。

Ⅱ 現在、証券投資を行っている人について

【証券投資の経験年数】

○ 「5年未満」が34.6%であった。

図Ⅱ-1 証券投資の経験年数
(回答者数:4,280名)



<参考>

平成21年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,671名)

2年未満	15.1%
2年以上5年未満	21.8%
5年以上10年未満	21.0%
10年以上20年未満	17.2%
20年以上	24.9%

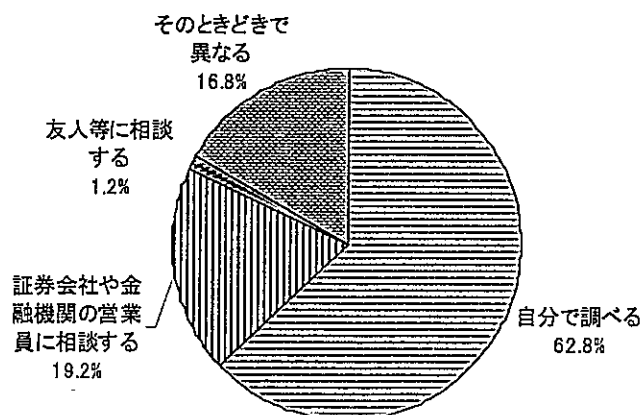
経験年数「5年未満」の比率

年齢層	今回	前回
20代未満	33.3%	75.0%
20代	90.3%	94.4%
30代	65.6%	72.3%
40代	46.2%	45.7%
50代	41.6%	37.6%
60代	27.0%	32.4%
70代以上	13.1%	14.6%

【投資判断】

○ 「自分で調べる」が62.8%、次いで「証券会社や金融機関の営業員に相談する」が19.2%であった。

図Ⅱ-2 投資判断 (回答者数:3,862名)



<参考>

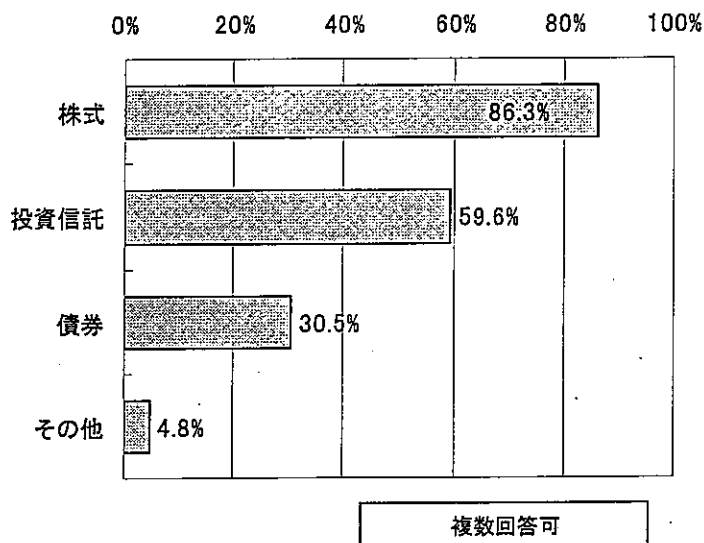
平成21年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,205名)

自分で調べる	63.6%
証券会社や金融機関の営業員に相談する	19.2%
友人等と相談する	1.3%
そのときどきで異なる	16.0%

【投資対象】

○ 「株式」と答えた人が最も多く、86.3%であった。

図Ⅱ-3 投資対象
(回答者数:4,293名/回答総数:7,776件)



<参考>

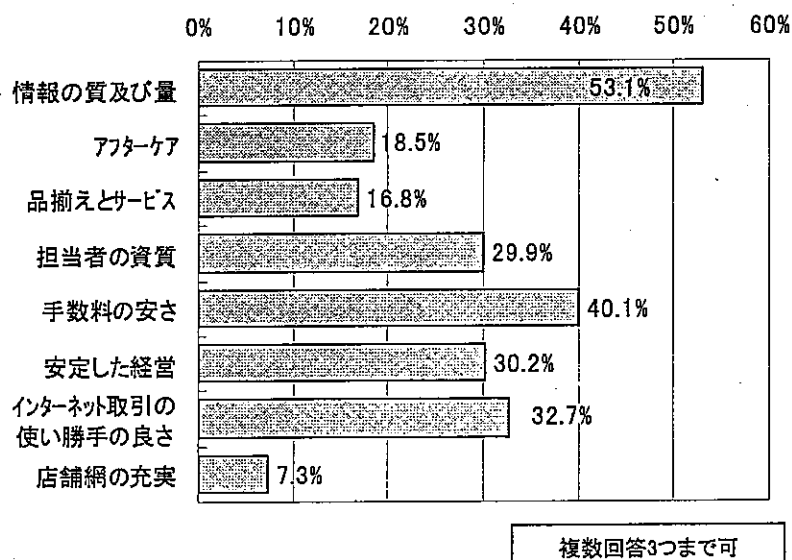
平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,661 名
回答総数:8,476 件)

株式	86.1%
投資信託	60.3%
債券	31.1%
その他	4.3%

【証券会社や金融機関を選択する基準】

○ 「情報の質及び量」が 53.1%、次いで「手数料の安さ」が 40.1%であった。

図Ⅱ-4 証券会社や金融機関を選択する基準
(回答者数:4,066名/回答総数:9,297件)



<参考>

平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,469 名
回答総数:10,004 件)

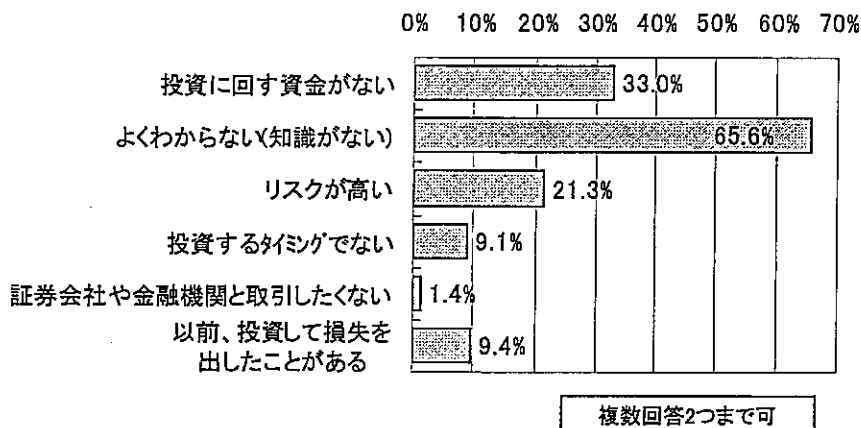
情報の質及び量	52.9%
アフターケア	19.4%
品揃えとサービス	17.9%
担当者の資質	31.0%
手数料の安さ	40.6%
安定した経営	31.0%
インターネット取引の使い勝手良さ	31.0%

Ⅲ 現在、証券投資を行っていない人(証券投資の未経験者を含む)について

【証券投資を行っていない理由】

○ 「よくわからない(知識がない)」が 65.6%、次いで「投資に回す資金がない」が 33.0%であった。

図Ⅲ-1 「投資を行っていない」または
「投資経験がない」理由
(回答者数:1,623名/回答総数:2,269件)

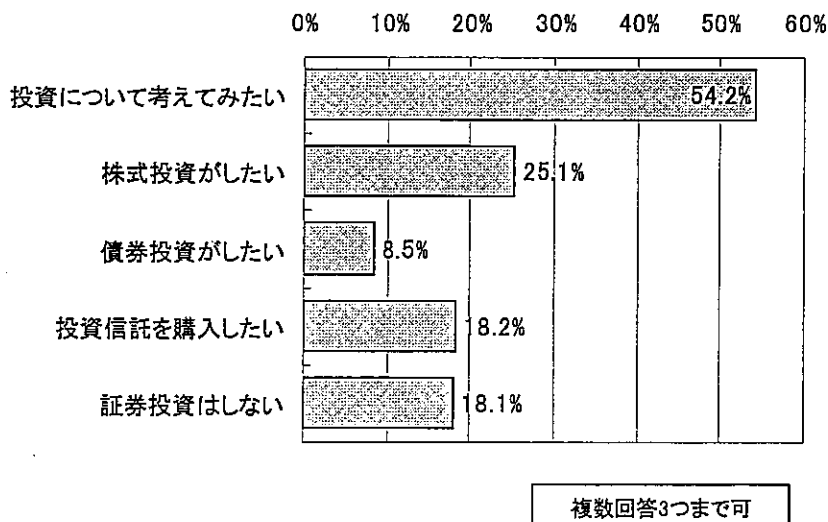


＜参考＞	
平成 21 年	
「春季証券投資セミナー」	
(回答者数:1,383 名	
回答総数:1,943 件)	
投資に回す資金がない	33.9%
よくわからない(知識がない)	67.6%
リスクが高い	17.5%
投資するタイミングでない	12.9%
証券会社や金融機関と取引したくない	0.9%
以前、投資して損失を出したことがある	7.7%

【今後の証券投資について】

○ 「投資について考えてみたい」が 54.2%であった。

図Ⅲ-2 今後の証券投資について
(回答者数:1,174名/回答総数:1,457件)



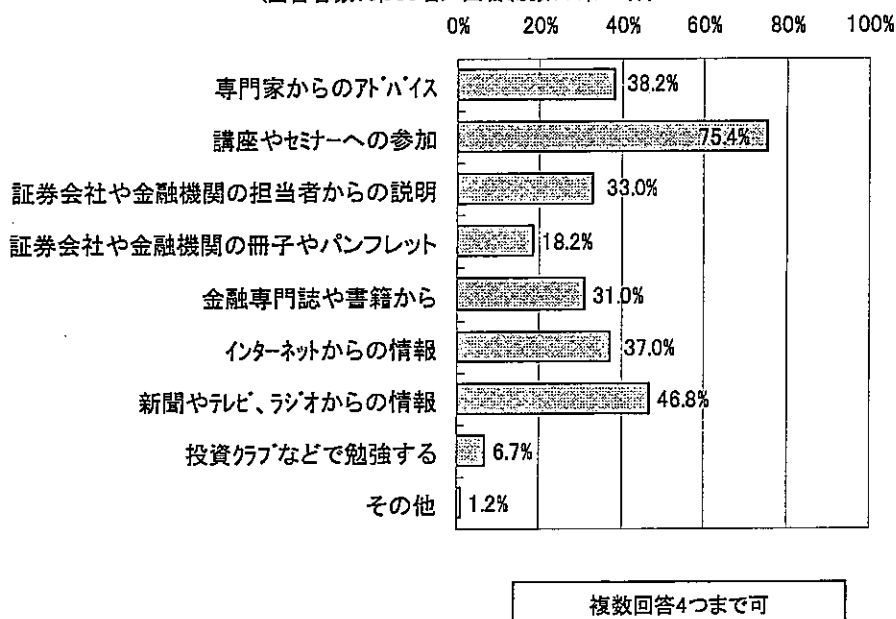
＜参考＞	
平成 21 年	
「春季証券投資セミナー」	
(回答者数:1,040 名	
回答総数:1,346 件)	
投資について考えてみたい	56.3%
株式投資がしたい	29.1%
債券投資がしたい	10.9%
投資信託を購入したい	20.5%
証券投資はしない	12.6%

Ⅳ 証券会社や金融機関への期待と証券投資への理解を深めるための方法について

【証券投資の理解を深める方法】

- 「講座やセミナーへの参加」が 75.4%、次いで「新聞やテレビ、ラジオからの情報」が 46.8%であった。

図Ⅳ-2 証券投資について、さらに理解を深める方法
(回答者数:5,950名/回答総数:17,106件)

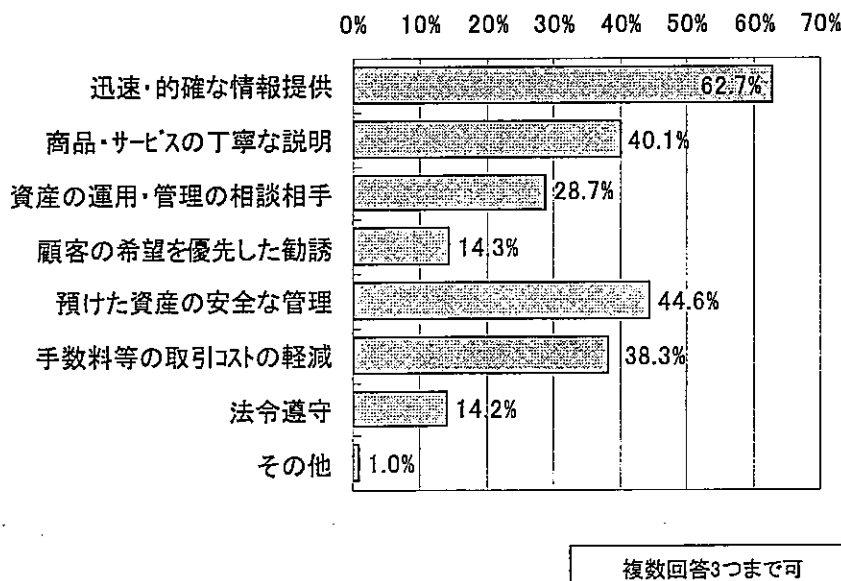


＜参考＞ 平成 21 年 「春季証券投資セミナー」 (回答者数:5,724 名 回答総数:16,760 件)	
専門家からのアドバイス	32.4%
講座やセミナーへの参加	79.9%
証券会社や金融機関の担当者からの説明	27.8%
証券会社や金融機関の冊子やパンフレットからの情報	18.2%
金融専門誌や書籍からの情報	38.0%
インターネットからの情報	37.9%
新聞やテレビ、ラジオからの情報	50.6%
投資クラブなどで勉強する	6.1%
わからない	1.9%

【証券会社や金融機関に期待すること】

- 「迅速・的確な情報提供」が 62.7%、「預けた資産の安全な管理」が 44.6%、「商品・サービスの丁寧な説明」が 40.1%であった。

図Ⅳ-1 証券会社や金融機関に期待すること
(回答者数:5,822名/回答総数:14,203件)

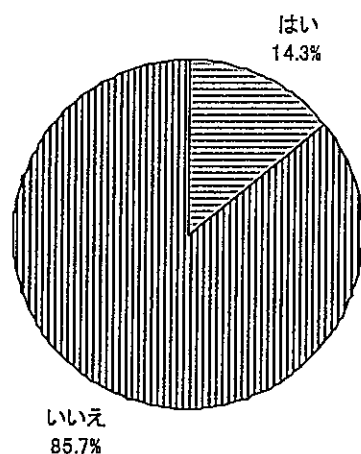


＜参考＞ 平成 21 年 「春季証券投資セミナー」 (回答者数:5,662 名、 回答総数:13,676 件)	
迅速・的確な情報提供	63.5%
商品・サービスの丁寧な説明	35.4%
資産の運用・管理の相談相手	26.3%
顧客の希望を優先した勧誘	13.9%
預けた資産の安全な管理	44.1%
手数料等の取引コストの軽減	39.7%
法令遵守	15.8%
特にない(わからない)	2.7%

V 「証券・金融商品あっせん相談センター」の認知について

- 新設された「証券・金融商品あっせん相談センター」について、「知っている」との回答は 14.3%であった。

図 V-1 証券・金融商品あっせん相談センターを知っているか
(回答者数:5,878名)

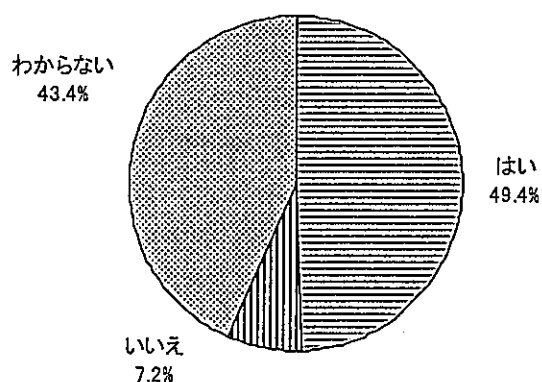


＜参考＞	
平成 21 年	
「春季証券投資セミナー」	
(回答者数:5,746 名)	
はい	23.50%
いいえ	76.50%

VI 上場株式等投資のための非課税制度について

- 平成24年から開始する少額の上場株式等投資のための非課税制度について、「利用したい」との回答は 49.4%であった。

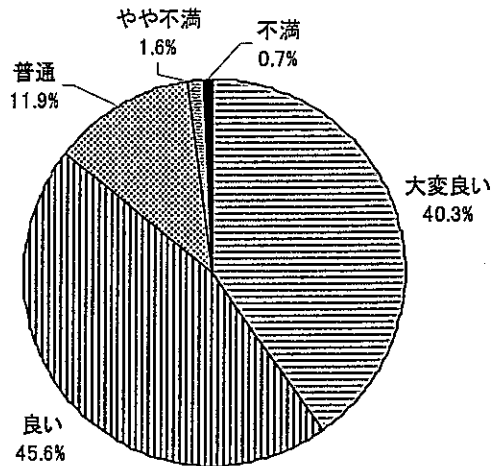
図 VI-1 少額の上場株式等投資のための非課税制度を利用したいか
(回答者数:5,832名)



Ⅶ 平成 22 年「春季投資セミナー」についての感想

○ 「大変良い」と「良い」が 85.9%であり、概ね好評であった。

図Ⅶ-1 本日のイベントの感想
(回答者数:5,091名)



<参考>

平成 21 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,829 名)

大変良い	43.1%
良い	44.7%
普通	10.0%
やや不満	1.3%
不満	1.0%

Ⅸ 参加者の声(今後のイベント等への要望等)

- 平日夜間、土日開催のセミナーを増やしてほしい。
- 今回のように投資知識の浅い方、深い方の混じった楽しいトークショーで勉強できると良い。
- 各世代向けのイベントだけでなく、家族向けのイベントも開催してほしい。
- 学生向け、女性向けセミナーなど、初心者をもっと気軽に参加できる場を設けてほしい。
- 初心者向けだけでなく、中級・上級と投資の知識レベルで分けたセミナーを開催してほしい。
- 相続税、所得税、非課税制度など税金に関するセミナーを開催してほしい。
- 日本の将来像を提言あるいは予測するような講演。
- 投資経験者による投資の具体的な失敗談、成功談についての講演。
- 若年層からの本格的な金融教育。中学～大学生が授業で金融の基本を勉強し、経済の仕組みや働く目的を考える機会を与える。
- メディアの活用(証券投資に関するテレビドラマ・アニメ番組・マンガの制作等)。
- トラブル対策や被害にあった場合にサポートしてくれる機関があることを強くアピールしてほしい。
- 専門用語が多く解りづらいので、簡単に理解できるガイドブックやパンフレットのようなものがほしい。

以 上

平成22年「春季投資セミナー」 開催結果一覧

22. 4. 20

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
東 京	2/13(土)	ホテルイタリア軒 (収容人員 300名) 新潟市中央区西堀7番町1574 【参加327名(申込510名)】	新潟放送ラジオ番組 「近藤文靖のごきげん株式講座」(1～3月) 【公開録音イベント】 <14:00～14:50> 講演／「夢をかなえるために ～ライフプラン・マネープランを考えよう!～」 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) <15:00～16:00> 公開録音 近藤 文靖 氏 (新潟放送アナウンサー) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) 矢口 真里 氏 (歌手・タレント)
	2/16(火)	栃木県総合文化センター (収容人員 150名) 宇都宮市本町1-8 【参加102名(申込109名)】	<13:30～15:00> 講演／「未経験者、初心者のためのマネープランと 投資の基礎知識 ～生活防衛のために～」 伊東 春太 氏 (NPOエイプロシス証券カウンセラー) <15:10～16:10> 講演／「初心者でもわかりやすい最近の経済・金融情勢」 今井 激 氏 (国際エコノミスト)
	2/25(木)	茨城県開発公社ビル大会議室 (収容人員 150名) 水戸市笠原町978-25 【参加64名(申込65名)】	<13:30～15:00> 講演／「未経験者、初心者のためのマネープランと 投資の基礎知識 ～生活防衛のために～」 馬淵 輝夫 氏 (NPOエイプロシス証券カウンセラー) <15:10～16:10> 講演／「大転換期の発想法ー変化こそチャンスー」 三原 淳雄 氏 (経済評論家)
	2/27(土)	東京国際フォーラム ホールB7 (収容人員 1,200名) 千代田区丸の内3-5-1 昼の部【参加1,068名 (申込1,989名)】 夜の部【参加629名 (申込1,348名)】	【昼の部】 <13:00～13:15> 挨拶／日本証券業協会 会長 安東 俊夫 挨拶／金融庁 (予定) <13:15～14:15> 講演／「日本のこれから」 藤原 正彦 氏 (数学者・作家・お茶の水女子大学名誉教授) <14:30～15:30> 対談／「バランスのとれた資産形成の実現と 金融リテラシーを考える」 川村 雄介 氏 (長崎大学大学院経済学研究科 経済学部 教授) 佐藤 まり江 氏 (キャスター) 【夜の部】 <17:30～18:30> トークショー／「これからの時代を生きるための ライフ&マネープラン」 川村 雄介 氏 (長崎大学大学院経済学研究科 経済学部 教授) 矢口 真里 氏 (歌手・タレント) 島田 秀平 氏 (タレント)
	3/2(火)	ベルサール八重洲 (収容人員 200名) 中央区八重洲1-3-7 【参加193名(申込297名)】	シティリビング新聞コラム 「磨こう!わたしのマネーセンス」(計5回掲載) 【コラム連動 女性向けセミナー】 <19:00～19:50> 講演／「はたらく女性のためのはじめての投資」 和泉 昭子 氏 (生活経済ジャーナリスト) <20:00～21:00> クロストーク 和泉 昭子 氏 (生活経済ジャーナリスト) 小口 恵理子 氏 (元ニッポン放送アナウンサー) シティリビング新聞読者2名

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
大 阪	2/6(土)	八幡市立生涯学習センター ふれあいホール (収容人員 250名) 八幡市男山竹園2-3 【参加210名(申込280名)】	<14:00~15:00> 講演/「お金で苦労する人 しない人」 中谷 彰宏氏(作家)
			<15:10~16:10> 講演/「知って納得!証券投資のポイント」 逢坂 ユリ氏(資産運用コンサルタント)
	2/13(土)	奈良県中小企業会館 大会議室 (収容人員 130名) 奈良市登大路町38-1 【参加137名(申込183名)】	<14:00~15:00> 講演/「ちょっと一工夫、資産運用を面白くする方法」 須原 光生氏(金融・投資 教育コンサルタント)
			<15:10~16:10> 講演/「世界一やさしい株式投資入門」 佐藤 まり江氏(キャスター)
	2/19(金)	大阪商工会議所 国際会議ホール (収容人員 600名) 大阪市中央区本町橋2-8 【参加523名(申込836名)】	<19:00~20:30> 講演/「会計士直伝!貯蓄と投資のセンスアップ術」 山田 真哉氏(公認会計士)
	2/20(土)	滋賀ビル 9階 鈴鹿の間 (収容人員 120名) 大津市梅林1-3-10 【参加114名(申込167名)】	<14:00~15:00> 講演/「ちょっと一工夫、資産運用を面白くする方法」 須原 光生氏(金融・投資 教育コンサルタント)
			<15:10~16:10> 講演/「世界一やさしい株式投資入門」 佐藤 まり江氏(キャスター)
名古屋	2/27(土)	明石市生涯学習センター (収容人員 250名) 明石市東仲ノ町6-1 【参加234名(申込336名)】	<14:00~15:00> 講演/「お金で苦労する人 しない人」 中谷 彰宏氏(作家)
			<15:10~16:10> 講演/「知って納得!証券投資のポイント」 逢坂 ユリ氏(資産運用コンサルタント)
	3/4(木)	御堂会館 大ホール (収容人員 900名) 大阪市中央区久太郎町4-1-11 【参加769名(申込1,055名)】	<13:15~14:15> 講演/「今、日本が直面する内外の課題」 櫻井 よしこ氏(ジャーナリスト)
			<14:30~15:30> 講演/「2010年 内外の経済・金融情勢」 水野 温氏氏(クレディ・スイス アジア太平洋地域副会長)
	1/30(土)	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 小ホール (収容人員各回 100名 計700名) 名古屋市中村区名駅4-4-38 【参加1,031名 (申込1,144名)】	【目から鱗のワンポイント投資セミナー】 <10:00~10:50> 講演/「投資信託の仕組みと安全性」 北川 彰男氏(木村証券株式会社 経済調査部チーフエコノミスト)
			<11:00~11:50> 講演/「ETFの魅力」 カン・チュンド氏(普陽FPオフィス代表)
			<12:30~14:00> 基調講演/「株式投資は難しくない ~誰でも理解できるシンプルな投資法~」 家森 信善氏(名古屋大学大学院 経済学研究科 教授)
			<14:10~15:00> 講演/「株価は何で動く?」 伊地知 宏氏(野村証券株式会社 投資情報部次長)
			<15:10~16:00> 講演/「株価を計るモノサシ」 森 裕恭氏(岡地証券株式会社 投資情報室室長)
			<16:10~17:00> 講演/「会社情報の調べ方と注目ポイント」 木村 俊夫氏(大万証券株式会社 取締役統括部長兼企画室長)
			<17:10~18:00> 講演/「証券税制の魅力について」 安藤 光利氏(東海東京証券株式会社 ウェルネスマネジメント部 ナレッジセンター長)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
名古屋	2/6(土)	名証ホール (収容人員 80名) 名古屋市中区栄3-8-20	<13:30~14:30> 講演/「金融・証券業界の現況と将来」 前田 昌孝氏(日本経済新聞社東京本社編集局 ヴェリタス編集部 編集委員) <14:45~16:15> パネルディスカッション/「若手証券マンに聞く ～証券会社の仕事と魅力～」 大村 洋平氏(安藤証券株式会社) 平松 本継氏(木村証券株式会社) 山崎 順之氏(日興コーディアル証券株式会社) コーディネーター:森 一幸 (日本証券業協会 証券教育広報センター 中部支部 普及・啓発リーダー)
	2/13(土)	ウインクあいち (愛知県産業労働センター)大ホール (収容人員 800名) 名古屋市中村区名駅4-4-38	【昼の部】 <13:05~14:05> 講演/「セカンドライフを豊かに生きよう～お金と健康～」 吉川 敏一氏(京都府立医科大学大学院医学研究科 消化器内科学 教授) <14:20~15:20> 講演/「豊かなセカンドライフのための資産運用法」 和泉 昭子氏(生活経済ジャーナリスト) 【税務質問コーナー開設】 <12:00~17:30> 相談員/木村 健一氏 (名南税理士法人 資産税部社員税理士) 【資産運用質問コーナー開設】 <12:00~17:30> 相談員/NPOエイプロシス証券カウンセラー 【夜の部】 <17:35~18:35> 講演/「お金で苦勞する人 しない人」 中谷 彰宏氏(作家) <18:50~19:50> 講演/「あなたを幸せにするお金のレッスン」 逢坂 ユリ氏(資産運用コンサルタント)
	2/24(水)	愛知大学車道校舎 コンベンションホール (収容人員 350名) 名古屋市中区筒井2-10-31	<15:10~16:10> 講演/「記者が読み解く今後の金融・証券市場」 前田 昌孝氏(日本経済新聞社 東京本社編集局 ヴェリタス編集部 編集委員) <16:40~17:40> 講演/「日本経済の針路」 伊藤 元重氏(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
北海道	3/7(日)	旭川ターミナルホテル 6階 「慶雲(東側)」 (収容人員 200名) 旭川市宮下通7丁目	<13:10~14:30> 講演/「逆境が教えてくれるもの ～諦めない強い心がチャンスを生む～」 植松 努氏(株式会社 植松電機 専務取締役・ カムイスペースワーク代表取締役) <14:40~16:00> 講演/「長期投資で成功させる秘訣」 澤上 篤人氏(さわかみ投信株式会社 代表取締役)
東北	2/14(日)	仙台市シルバーセンター 交流ホール (収容人員 300名) 仙台市青葉区花京院1丁目3-2	<13:00~15:00> 講演/「長期投資で日本は蘇える」 講師/澤上 篤人氏(さわかみ投信株式会社 代表取締役) <15:15~16:15> 講演/「金融・経済の動向と今後の行方」 講師/金子 勝氏(慶応義塾大学 経済学部 教授)
北 陸	2/13(土)	アイザック小杉文化ホール ラポール 「ひびきホール」 (収容人員 400名)	<13:00~14:00> 講演/「時代をよむ」 田原 総一郎氏(評論家・ジャーナリスト)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
北 陸		富山県射水市戸破1500 【参加697名(申込913名)】	<14:15～15:15> 講演／「品格ある生き方のための家庭経済学」 坂東 眞理子 氏(昭和女子大学 学長)
中 国	1/31(日)	ホテル八丁堀シャンテ 3階 「鯉城」 (収容人員 80名) 広島市中区上八丁堀8-28 【参加85名(申込116名)】	<13:05～14:35> 講演／「成功する資産運用戦略～豊かな人生への道案内～」 内藤 忍 氏(株式会社マネックス・ユニバーシティ 代表取締役社長) <14:45～16:15> 講演／「株式投資の魅力とリスク ～はじめてみよう株式投資～」 栗栖 正治 氏(NPOエイブプロシス証券カウンセラー)
	2/9(火)	リーガロイヤルホテル広島 4階 「ロイヤルホール」 (収容人員 400名) 広島市中区基町6-78 【参加353名(申込436名)】	<13:10～14:40> 講演／「記者が読み解く日本経済の行方」 前田 昌孝 氏(株式会社日本経済新聞社 東京本社編集局 ヴェリタス編集部 編集委員)
	2/12(金)	グリーンヒルホテル尾道 3階 「ボン・シェール」 (収容人員 100名) 尾道市東御所町9-1 【参加79名(申込100名)】	<14:00～15:30> 講演／「2010年寅年相場の展望 ～基本を知るものが勝つ!～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
	2/13(土)	西条HAKUWAホテル 2階 「ダイヤモンド」 (収容人員 100名) 東広島市西条下見6-5-45 【参加76名(申込99名)】	<13:30～15:00> 講演／「2010年相場の展望 ～基本を知るものが勝つ!～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
	2/28(日)	アパホテル倉敷駅前 9階 「スカイロイヤル」 (収容人員 100名) 倉敷市阿知1-7-2 【参加104名(申込156名)】	<14:00～15:30> 講演／「2010年相場の展望 ～基本を知るものが勝つ!～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
	3/1(月)	米子全日空ホテル 2階「飛鳥」 (収容人員 100名) 米子市久米町53-2 【参加76名(申込107名)】	<13:00～14:30> 講演／「2010年相場の展望 ～基本を知るものが勝つ!～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
四 国	2/8(月)	阿波観光ホテル (収容人員 250名) 徳島市一番町3-16-3 【参加108名(申込156名)】	<13:30～14:50> 講演／「将来の資産形成を考える ～投資未経験者へのメッセージ～」 伊藤 元重 氏(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
			<15:05～16:05> 講演／「証券投資を始める際のポイント」 逢坂 ユリ 氏(資産運用コンサルタント)
九 州	2/27(土)	宮日会館 11階 宮日ホール (収容人員 150名) 宮崎市高千穂通1-1-33 【参加63名(申込75名)】	<14:00～15:15> 講演／「ちょっと一工夫、資産運用を面白くする方法」 須原 光生 氏(金融・投資 教育コンサルタント)
			<15:30～17:00> 講演／「わが家のライフプランづくりとマネー活用法」 北見 久美子 氏(ファイナンシャル・プランナー)

(9 地区 20 都市 34 会場 参加人数 9,179 名／収容人員 10,360 名

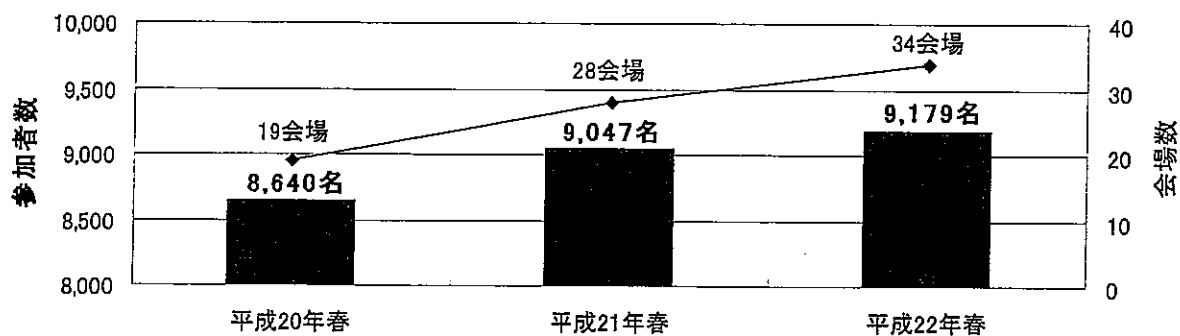
※昨年度 9 地区 21 都市 28 会場 参加人数 9,047 名／収容人員 9,670 名)

以 上

「春季投資セミナー」の開催実績推移

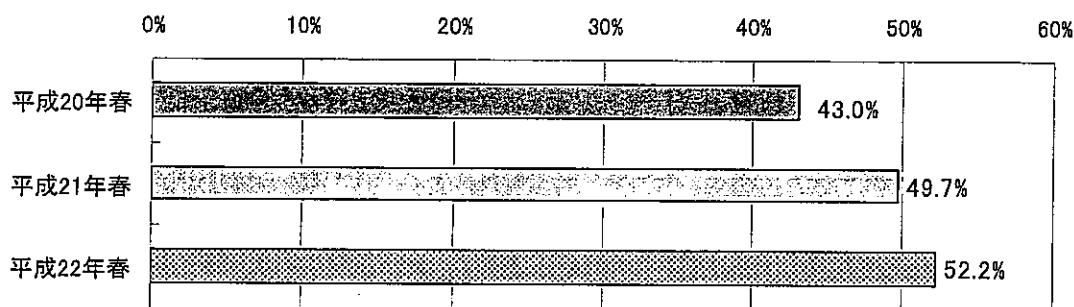
(現役層【60歳未満】・投資未経験者の参加比率が高いイベント実施例)

1. 「春季投資セミナー」の参加者数・会場数の推移

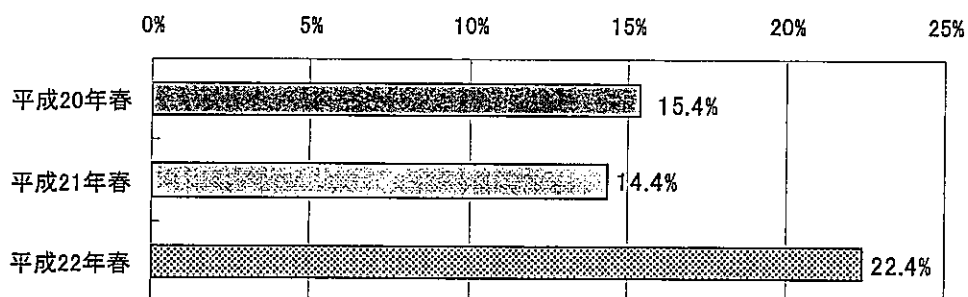


2. 現役層・投資未経験者の参加比率

(1) 現役層 (60歳未満) の参加比率



(2) 投資未経験者の参加比率



(3) 現役層・投資未経験者の多いイベント

①新潟会場【新潟放送との共催セミナー】

※新潟放送にて、ライフプラン・マネープランに関するラジオ番組を放送し、同番組の公開録音イベントとしてセミナーを実施した。【50代以下：84.2% 投資未経験者：56.8%】

【ラジオ番組実施概要】

番組名：『近藤丈靖のごきげん株式講座』（毎週月曜 10時07分～10時17分）

新潟放送「近藤丈靖の独占ごきげんアワー」内（毎週月曜～木曜 9時～12時）

放送期間：平成22年1月4日～3月29日（全13回）

出演者：近藤 丈靖氏（新潟放送アナウンサー）、大竹 のり子氏（ファイナンシャル・プランナー）

【セミナー実施概要】

日 時：平成22年2月13日（土）14時～16時

会 場：ホテルイタリア軒（新潟市中央区）

内 容：＜第一部＞講演／「夢をかなえるために～ライフプラン・マネープランを考えよう！～」

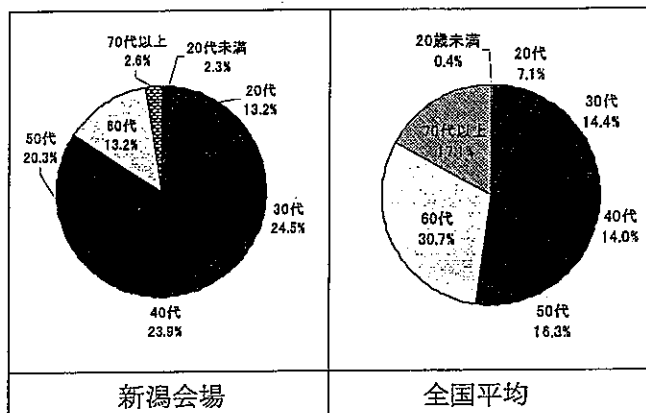
大竹 のり子氏（ファイナンシャル・プランナー）

＜第二部＞公開録音／「近藤丈靖のごきげん株式講座」 ※同番組の3月放送分の収録

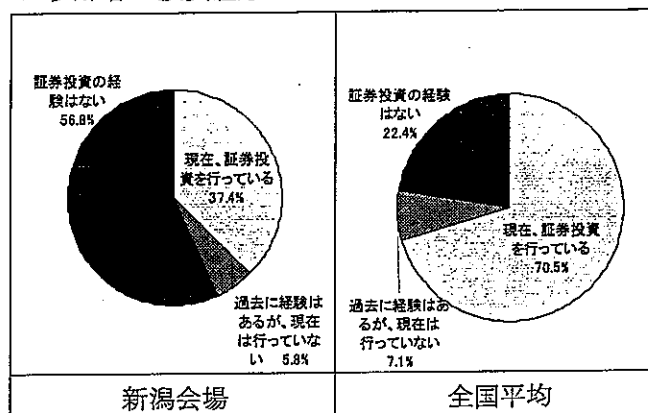
近藤 丈靖氏（新潟放送アナウンサー）、

大竹 のり子氏（ファイナンシャル・プランナー）、矢口 真里氏（歌手・タレント）

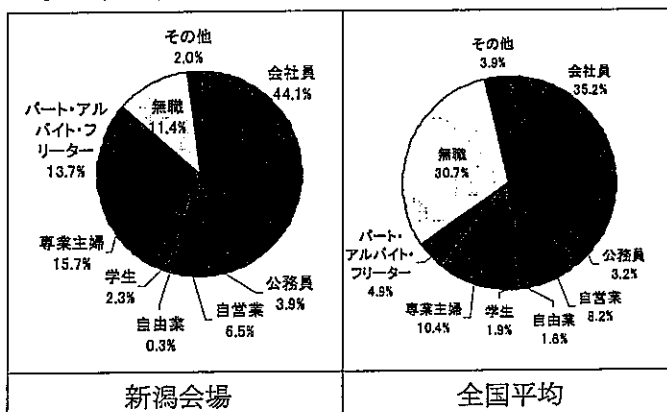
■参加者の年齢層



■参加者の投資経験



■参加者の職業



②八重洲会場【シティリビング新聞との共催セミナー、女性限定】

※OL向け情報紙「シティリビング」紙面に証券投資に関するコラム（全5回）を掲載した後、セミナー（講演及び読者とのクロストークセッション）を実施した。

【50代以下：100% 投資未経験者：64.6%】

【コラム掲載概要】

コラム名：『磨こう！わたしのマネーセンス』（シティリビング東京版に掲載）

掲載号：平成22年1月22日号～2月19日号（全5回）

監 修：和泉 昭子氏（生活経済ジャーナリスト）

テーマ：第1回「ためたお金に働いてもらっている？」（ライフ・マネープランについて）

第2回「お金は目的ごとに賢く分ける！」（短期・中期・長期資金について）

第3回「投資デビューは私のスタイルで」（収益性・流動性・安全性の解説）

第4回「投資の基本はリスク&リターン」（リスク・リターンの解説）

第5回「投資で自分の可能性を広げよう」（投資商品の窓口の紹介）

【セミナー実施概要】

日 時：平成22年3月2日（火）19時～21時

会 場：ベルサール八重洲（東京都中央区）

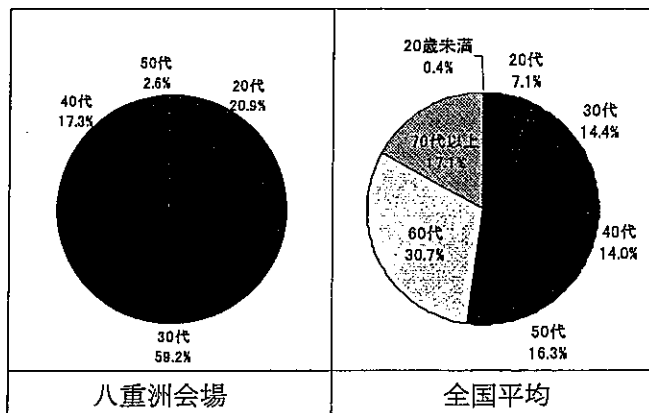
内 容：＜第一部＞講演／「はたらく女性のためのはじめての投資」

和泉 昭子氏（生活経済ジャーナリスト）

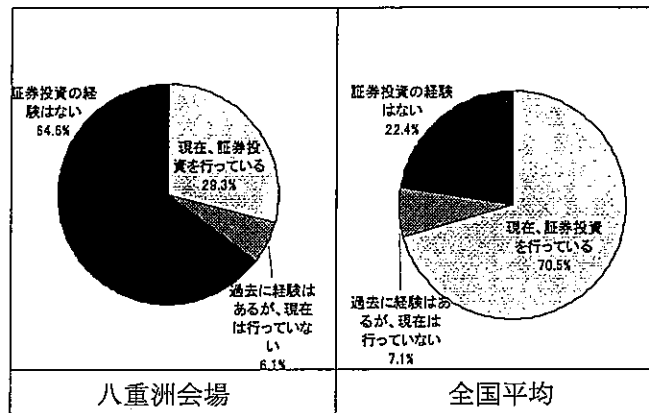
＜第二部＞クロストークセッション

和泉 昭子氏（生活経済ジャーナリスト）、小口 恵理子氏（フリーアナウンサー）、
シティリビング読者2名

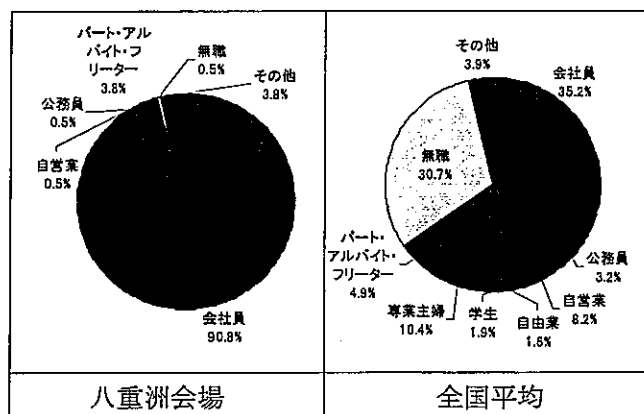
■参加者の年齢層



■参加者の投資経験



■参加者の職業



以 上

投資未経験者の参加率が高い会場 (注)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
東 京	2/13(土)	ホテルイタリア軒 (収容人員 300名) 新潟市中央区西堀7番町1574 参加327名 (投資未経験者率56.8%)	新潟放送ラジオ番組 「近藤丈靖のごきげん株式講座」(1~3月) 公開録音イベント <14:00~14:50> 講演/「夢をかなえるために ~ライフプラン・マネープランを考えよう!~」 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) <15:00~16:00> 公開録音 近藤 丈靖 氏 (新潟放送アナウンサー) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) 矢口 真里 氏 (歌手・タレント)
	2/16(火)	栃木県総合文化センター (収容人員 150名) 宇都宮市本町1-8 参加102名 (投資未経験者率43.24%)	<13:30~15:00> 講演/「未経験者、初心者のためのマネープランと 投資の基礎知識 ~生活防衛のために~」 伊東 春太 氏 (NPOエイブシス証券カウンセラー) <15:10~16:10> 講演/「初心者でもわかりやすい最近の経済・金融情勢」 今井 徹 氏 (国際エコノミスト)
	2/27(土)	東京国際フォーラム ホールB7 (収容人員 1,200名) 千代田区丸の内3-5-1 夜の部参加629名 (投資未経験者率33.7%)	夜の部 <17:30~18:30> トークショー/「これからの時代を生きるための ライフ&マネープラン」 川村 雄介 氏 (長崎大学大学院経済学研究科 経済学部 教授) 矢口 真里 氏 (歌手・タレント) 島田 秀平 氏 (タレント)
	3/2(火)	ベルサール八重洲 (収容人員 200名) 中央区八重洲1-3-7 参加193名 (投資未経験者率64.6%)	シティリビング新聞コラム 「磨こう!わたしのマネーセンス」(計5回掲載) コラム連動 女性向けセミナー <19:00~19:50> 講演/「はたらく女性のためのはじめての投資」 和泉 昭子 氏 (生活経済ジャーナリスト) <20:00~21:00> クロストーク 和泉 昭子 氏 (生活経済ジャーナリスト) 小口 恵理子 (元ニッポン放送アナウンサー) シティリビング新聞読者2名
	2/6(土)	八幡市立生涯学習センター ふれあいホール (収容人員 250名) 八幡市男山竹園2-3 参加210名 (投資未経験者率27.7%)	<14:00~15:00> 講演/「お金で苦労する人 しない人」 中谷 彰宏 氏 (作家) <15:10~16:10> 講演/「知って納得!証券投資のポイント」 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント)
大 阪	2/19(金)	大阪商工会議所 国際会議ホール (収容人員 600名) 大阪市中央区本町橋2-8 参加523名 (投資未経験者率29.4%)	<19:00~20:30> 講演/「会計士直伝!貯蓄と投資のセンスアップ術」 山田 真哉 氏 (公認会計士)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
名古屋	2/13(土)	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 大ホール (収容人員 800 名) 名古屋市中村区名駅4-4-38	【夜の部】 <17:35~18:35> 講演/「お金で苦勞する人 しない人」 中谷 彰宏 氏 (作家)
		参加681名 (投資未経験者率34.5%)	<18:50~19:50> 講演/「あなたを幸せにするお金のレッスン」 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント)

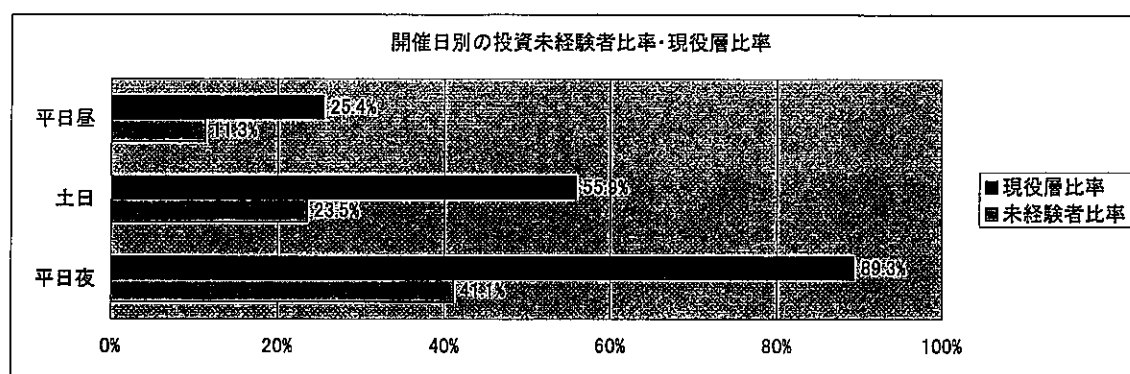
(注) 投資未経験者率が25%以上、参加者数が100名を超えている会場を抽出。

(特 徴)

1. 土日若しくは平日夜間の開催。
2. 内容・演題が未経験者にも親しみが持てるもの。
3. 講師が金融・経済以外の他分野でも活躍している。
4. あらかじめ参加者層 (OL など) を特定し、それに対応した新聞告知等を行い集客したもの。
5. ラジオ収録及び公開録音イベントを行うなど、地域の特性を生かしたもの。

以 上

開催日別の投資未経験者比率・現役層(60歳未満)比率



■土日開催

地区	会場名	未経験者比率	現役層比率
東京	新潟会場	56.8%	84.2%
	フォーラム【昼の部】	16.3%	48.0%
	フォーラム【夜の部】	33.7%	88.9%
大阪	八幡会場	27.7%	60.4%
	奈良会場	19.7%	69.4%
	大津会場	21.2%	59.3%
	明石会場	23.4%	70.5%
名古屋	ウインクあいち1	17.9%	72.2%
	ウインクあいち2	24.3%	42.9%
	ウインクあいち3	24.7%	57.5%
	ウインクあいち4	11.8%	59.0%
	ウインクあいち5	9.9%	37.7%
	ウインクあいち6	10.6%	44.0%
	ウインクあいち7	10.3%	43.7%
	名証ホール	93.6%	51.4%
	ウインクあいち【昼の部】	14.0%	100.0%
	ウインクあいち【夜の部】	34.5%	30.5%
北海道	旭川会場	23.0%	72.7%
東北	仙台会場	12.3%	69.7%
北陸	富山会場	17.9%	35.4%
中国	広島会場Ⅰ	14.5%	37.3%
	東広島会場	6.2%	57.8%
	倉敷会場	3.9%	50.0%
九州	宮崎会場	31.9%	22.8%
総 計		23.5%	55.9%

■平日夜開催

地区	会場名	未経験者比率	現役層比率
東京	八重洲会場	64.6%	100.0%
大阪	大阪商工会議所	29.4%	83.9%
総 計		41.1%	89.3%

■平日昼開催

地区	会場名	未経験者比率	現役層比率
東京	宇都宮会場	43.2%	67.5%
	水戸会場	26.8%	54.4%
大阪	御堂会館	17.1%	24.7%
名古屋	愛知大学	2.6%	18.1%
中国	広島会場Ⅱ	4.2%	14.8%
	尾道会場	3.2%	34.3%
	米子会場	0.0%	16.7%
四国	徳島会場	6.7%	31.2%
総 計		11.3%	25.4%